が宣誓書を朗読することができないときは、会長は、担当職員にこれを朗読させなければならない。

4・5　（略）

（証人等出頭命令等についての審査の申立て）

第四十一条の二十　（略）

2　審査申立書には、次の各号に掲げる事項を記載し、原処分労委の証人等出頭命令等の通知書の写しを添付して、申立人が氏名又は名称を記載しなければならない。

一～五　（略）

3～6　（略）

（証人等出頭命令等についての異議の申立て）

第四十一条の二十三　（略）

2　異議申立書には、次の各号に掲げる事項を記載し、中労委の証人等出頭命令等の通知書の写しを添付し、申立人が氏名又は名称を記載しなければならない。

一～五　（略）

3　（略）

（あっせんの申請）

第八十一条の四　あっせんの申請は、次の事項を記載し、申請者の代表者が氏名を記載したあっせん申請書を中労委に提出することによつて行う。

一～五　（略）

2　（略）

（あっせんの取下げ）

第八十一条の八　（略）

2　申請の取下げは、次の事項を記載し、申請者の代表者が氏名を記載した取下書を当該事件のあっせん員に提出することによつて行う。

一～四　（略）

3・4　（略）

（調停の申請）

第八十一条の十一　調停の申請は、次の事項を記載し、申請者の代表者が氏名を記載した調停申請書を中労委に提出することによつて行う。

一～六　（略）

2　（略）

（仲裁の申請）

第八十一条の二十　仲裁の申請は、次の事項を記載し、申請者の代表者が氏名を記載した仲裁申請書を中労委に提出することによつて行う。

一～六　（略）

2　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

証人が宣誓書を朗読することができないときは、会長は、担当職員にこれを朗読させなければならない。

4・5　（略）

（証人等出頭命令等についての審査の申立て）

第四十一条の二十　（略）

2　審査申立書には、次の各号に掲げる事項を記載し、原処分労委の証人等出頭命令等の通知書の写しを添付して、申立人が署名又は記名押印しなければならない。

一～五　（略）

3～6　（略）

（証人等出頭命令等についての異議の申立て）

第四十一条の二十三　（略）

2　異議申立書には、次の各号に掲げる事項を記載し、中労委の証人等出頭命令等の通知書の写しを添付し、申立人が署名又は記名押印しなければならない。

一～五　（略）

3　（略）

（あっせんの申請）

第八十一条の四　あっせんの申請は、次の事項を記載し、申請者の代表者が署名又は記名押印したあっせん申請書を中労委に提出することによつて行う。

一～五　（略）

2　（略）

（あっせんの取下げ）

第八十一条の八　（略）

2　申請の取下げは、次の事項を記載し、申請者の代表者が署名又は記名押印した取下書を当該事件のあっせん員に提出することによつて行う。

一～四　（略）

3・4　（略）

（調停の申請）

第八十一条の十一　調停の申請は、次の事項を記載し、申請者の代表者が署名又は記名押印した調停申請書を中労委に提出することによつて行う。

一～六　（略）

2　（略）

（仲裁の申請）

第八十一条の二十　仲裁の申請は、次の事項を記載し、申請者の代表者が署名又は記名押印した仲裁申請書を中労委に提出することによつて行う。

一～六　（略）

2　（略）